令和3年度(認知症対応型共同生活介護・小規模多機能居宅介護)

サービス	度 (認知症対応望共同生活)「護 主な指導内容	根拠法令等(一部抜粋)
種別	1. 運営に関すること	
	重要事項説明書に第三者評価の実	(抜粋)事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するた
G H	施状況を記載すること。	め、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申請者又はその
		家族に対し、重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務
		体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービス
		の第三者評価の実施状況等の利用申請者がサービスを選択する
小規模		ために必要な重要事項について、文書を交付して懇切丁寧に説
小規模		明を行い、同意を得なければならない。
		【老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017
		号第3の5の4(2)①】
		【老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017
		号第3の4の4(2)①】
G H	重要事項説明書について、正しく	
小規模	記載すること。	
G H	運営規程と重要事項説明書の整合	
小規模	性を図ること。	
	運営規程及び契約書について、文	(抜粋)書類の保存について、刈谷市では「完結の日から5年」
G H	書の保管は「完結の日から5年間	という基準を設けている。「完結の日」の定義は、「契約終了に
小規模	保存」と記載を改めること。	より一連のサービス提供が終了した日」。
		【刈谷市Q&A No.414】
	過去1年以内に運営規程の変更届	以下をご参考ください。
GΗ	がされていない場合は、6月1日	【刈谷市HP(ページID): 1003502】
小規模	現在の状況を6月末までに報告す	
	ること。	
G H	契約書について、契約日が空欄の	
	ものがあるため改めること。	
G H	消防計画だけでなく、風水害、地	事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の
小規模	震等の災害を含めた非常災害に関	関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従
/1、水 保	する具体的計画を立て、定期的に	業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓

令和3年度(認知症対応型共同生活介護・小規模多機能居宅介護)

14-11-0-1		・小規模多機能店毛須護)
	従業者に周知するとともに、定期	練を行わなければならない。
	的に避難、救出その他必要な訓練	【厚労省令第 34 号第 5 章第 82 条の 2】
	を行うこと。	【厚労省令第 34 号第 4 章第 82 条の 2】
G H	協力(歯科)医療機関の変更届出	
小規模	を行うこと。	
	利用者に症状の急変が生じた場合	(抜粋)小規模多機能型居宅介護従業者が現に指定小規模多機
	等の緊急時における主治医等への	能居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生
	連絡体制及び連絡方法について整	じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の
	備し、重要事項説明書等に記載の	対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定小規
	上、適切に実施すること。	模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行
		う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものであ
小規模		る。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。
		①協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ま
		しいものであること。
		②緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関と
		の間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。
		【老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017
		号第3の4の4(12)】
	2. 加算に関すること	
	処遇改善加算および特定処遇改善	
G H	加算について、実際の改善額と、	
小規模	市長へ届け出た実績報告書の金額	
	が異なるため、修正すること。	
G H 小規模	介護職員等特定処遇改善加算に関	(キャリアパス要件 I ) 次のイ、口及びハを満たすこと。
	する賃金改善内容の規則等が確認	イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応
	できないため、整備するとともに	じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定
	全職員に周知すること。	めていること。
		ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一
		時金等の臨時的に支払われるものを除く。) について定めている
		こと。

令和3年度(認知症対応型共同生活介護・小規模多機能居宅介護)

		ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書
		面で整備し、全ての介護職員に周知していること
		【事務連絡:介護保険最新情報 Vol. 1075】
小規模	認知症加算Ⅰについて、算定要件	以下をご参考ください。
	を満たさない利用者・利用月にお	【老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号
	いて是正すること。	第2の5(7)】